

日本血栓止血学会名誉会員・功労会員推薦規定

平成 29 年 3 月 11 日 制定

令和 8 年 1 月 24 日 改定

(適用)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本血栓止血学会の名誉会員及び功労会員の推薦の原則について、定款施行細則第 12、13、14 条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(名誉会員)

第 2 条 名誉会員として推薦される者は、原則として学術集会会長若しくは理事を務めた者で、推薦の行われる時点で 70 歳以上でなければならない。名誉会員は理事会が選任（施行細則 12 条）する。

(功労会員)

第 3 条 功労会員として推薦される者は、血栓止血学の進歩或いは本会の発展に著しく寄与した者、あるいは本会の学術集会においてしばしば顕著な業績を発表した者であって、かつ推薦の行われる時点で 70 歳以上でなければならない。代議員 1 名からの推薦が必要となる。また被推薦者は原則として以下の 1、2 のいずれかを満たすこととし、また原則として 1、2 のいずれかを満たした時点で代議員であるものとする。

1. 代議員を通算 20 年以上つとめた者
2. 監事を 4 年または 1 期以上つとめたもの

(規程の変更)

第 4 条 この規程は、理事会の審議を経て変更できるものとする。